（様式５－２）

**社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

岐阜県知事　　様

申請者　　住所

|  |
| --- |
|  |

氏名（署名もしくは記名押印）

|  |
| --- |
|  |

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

１　心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令（＊１）で

定めるもの

２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算し

て２年を経過しない者。

３　この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって政令（＊２）で定める

　ものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から

　起算して２年を経過しない者。

４　法第42条第２項において準用する第32条第1項第２号又は第２項の規定により介護福祉士の登

録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者。

５　法附則第11条第４項の規定により認定特定行為従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から２

年を経過しない者

（＊１）社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（抄）

　　　　　附　則

（法附則第11条第３項第１号の厚生労働省令で定める者）

第５条の２　法附則第11条第３項第１号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に

行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（＊２）社会福祉士及び介護福祉士法施行令　附則（抄）

（法附則第11条第３項第３号及び第14条第２号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第３条　法第48条の４第２号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は刑法（第182条の規定に限る。）、

児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉

に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤

師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福

祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関

する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第12条の５第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ

効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。